

応するという提示をいただいで

います。今後関係官庁の許可が必要であり、確定ではありません。ただ、児童の乗降は、「やまなみ前」のみで行うことにより、道路を横断することなく、学校との行き来ができるので、より安全になると考えています。

また、村営バスを利用する児童は「和紙の里」で行い、学校と協議して登下校の安全性を確保したいと考えています。

②通学費を無料にした場合、試算で通学費総額はいくらになるか

答弁 現状の試算では、300万円程度見込まれます。ただ、これは現行制度での試算なので、今後事業者との協議により流動的な数字です。保護者からはより負担を少なくという希望もあり、村からは無料化にする方向で検討する旨の回答がありました。財政との関係もあり、現段階では不確定で、最終的には来年度の予算編成で決定します。

福島 重次議員

質問 若林村長の村政運営について

(内容) 村長就任にあたり、「小さな村に誇りを持って、よくな村づくり」として、5つの基本政策を掲げたが、それぞれの政策の自己評価を具体的に伺いたい。

①「合併の推進」について

答弁 平成21年9月に東松山市・滑川町・東秩父村で設立した比企地域合併推進議員連絡協議会が解散した後は、動きがないのが現状です。また、議員に住民の声を聞いてほしいと依頼しましたが、情報はありません。平成23年12月にも小川町議会との交流会があり、今後ともお願いしていきたいと思っています。

②「活力ある地域づくり」について

答弁 平成22年度に宝くじ助成金により大内沢地区に「花桃の郷」を整備し、観光事業の充実を図りました。今後も地域住民との連携・協働により活力あふれる地域づくりを推進していきます。

③「安心して健康に暮らせる村づくりの推進」について

答弁 心理的な安心について、相互扶助の精神で、隣同士で互いに助け合っていくことが大切です。平成23年度には、老人世帯に火災報知機を無料で設置しました。また、健康に暮らせる村づくりとして、高齢者の方を対象に「はつらつクラブ」を開催したり、地域包括支援センターで行っている「いきいきサロン」や「らくらく貯筋教室」など、誰もが健康に暮らせる手助

けをしています。さらに中学3年生までの医療費の無料化や各種ワクチン接種の助成を引き続き行っています。

④「快適な生活環境の整備充実」について

答弁 東小学校および中学校通学橋などの塗装の塗り直し、村立図書館の全面改修、ふれあい広場に低年齢児用遊具の設置を行いました。また、保健センターの設備改修は、村の経費では不可能でありましたが、国の緊急経済対策の助成金を受けて全て改修しました。さらに、村内全域に光ファイバーを導入するなど、快適な環境を整備し、生活環境の充実を図りました。

質問 何か具体的に伺います。

答弁 災害に強い安心安全な村をつくることを掲げ、災害から村民を守るためにあらゆる施策を進めていきます。新たな防災情報システムを整備するとともに、災害時要援護者を地域で避難支援できる仕組みづくりを進めていきます。次に、村民と行政の協働の村づくりを進めます。「協働」を推進する新しい自治組織「地域計画策定委員会」を立ち上げました。地域全体で支え合い、共に助け合う体制を築き、地域の特性を生かした地域づくりを進めていきます。また、今後も子育て支援や教育の充実を図っていく予定です。

⑤「教育の充実と文化の振興」について

答弁 東小学校の木質化や中学校校舎および体育館の耐震補強工事、小中学校空調整備、トイレの洋式化など施設の整備を行うとともに、通学路の整備を行いました。また、文化振興については、和紙の里紙すき家屋根ふき替え工事や案内板の設置を行いました。さらに、地域の伝統芸能保存のために子どもの後継者育成費の助成を引き続き行っています。

質問 2期目を指すにあたり、何を目標に掲げ、新たな政策は

条件を整えば、それに応じて措置を変えらることは検討してありますが、そのために別の危険が発生する危険もあり、バランスを考慮して対案を取る必要があると考えています。

②村道2・4号線および村道4074号線の改修を早期に実行する必要があると思うが、いつ改修工事に着手するのか。

答弁 9月の議会定例会に補正予算を提出したいと考えています。この路線については、10月に水道管布設替え工事を行い、その後、改良工事を12月から3月に行う予定です。

質問 東秩父村職員の給与改定について

(内容) 国家公務員の給与の改定および臨時特例に関する法律が公布され、今後2年間に渡り、国家公務員の給与を平均7・8%引き下げることとしている。村の給与改定に対する方針を見守ってきたが、まだ動きがない。職員給与について村の考え方は、

答弁 地方公務員法第24条では、職員の給与は、生計費並びに国および他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与等を考慮して定めると規定し、このことから地方公共団体の職員の給与は、地域の実情等を勘案して定めているものと考えて

※次ページへ続く